

別紙4-2

生活援助従事者研修に係る講師要件

科 目 名	講師の要件	必要とされる 直接援助実務 経験年数
細 目		
1. 職務の理解（2時間）	① 介護福祉士 ② 看護師・准看護師・保健師 ③ 介護保険施設または訪問介護事業所の管理者 ④ 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、高等学校において現に当該科目を担当する職員	3年 3年 1年 1年
2. 介護における尊厳の保持・自立支援（6時間）	① 介護福祉士 ② 看護師・准看護師・保健師 ③ 社会福祉士 ④ 介護支援専門員 ⑤ 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、高等学校において現に当該科目を担当する職員	3年 3年 3年 3年 1年
3. 介護の基本（4時間）	① 介護福祉士 ② 看護師・准看護師・保健師 ③ 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、高等学校において現に当該科目を担当する職員	3年 3年 1年
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携（3時間）	① 介護福祉士 ② 社会福祉士 ③ 看護師・准看護師・保健師 ④ 医師 ⑤ 介護支援専門員 ⑥ 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、高等学校において現に当該科目を担当する職員	3年 3年 3年 3年 3年 1年

5. 介護におけるコミュニケーション技術（6時間）	① 介護福祉士 ② 看護師・准看護師・保健師 ③ 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、高等学校において現に当該科目を担当する職員	3年 3年 1年
6. 老化と認知症の理解（9時間）	① 介護福祉士 ② 看護師・准看護師・保健師 ③ 医師 ④ 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、高等学校において現に当該科目を担当する職員	3年 3年 3年 1年
7. 障害の理解（3時間）	① 介護福祉士 ② 看護師・准看護師・保健師 ③ 社会福祉士 ④ 医師 ⑤ 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、高等学校において現に当該科目を担当する職員	3年 3年 3年 3年 1年
8. こころとからだのしくみと生活支援技術（24時間）		
① 基本知識の学習		
1 介護の基本的な考え方	① 介護福祉士 ② 看護師・准看護師・保健師 ③ 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、高等学校において現に当該科目を担当する職員	3年 3年 1年
2 介護に関するこころのしくみの基礎的理解	① 介護福祉士 ② 看護師・准看護師・保健師 ③ 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、高等学校において現に当該科目を担当する職員	3年 3年 1年
3 介護に関するからだのしくみの基礎的理解	① 介護福祉士 ② 看護師・准看護師・保健師	3年 3年

	③ 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、高等学校において現に当該科目を担当する職員	1年
②生活支援技術の学習 4 生活と家事	① 介護福祉士 ② 看護師・准看護師・保健師 ③ 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、高等学校において現に当該科目を担当する職員	3年 3年 1年
5 快適な住環境整備と介護	① 介護福祉士 ② 看護師・准看護師・保健師 ③ 医師 ④ 理学療法士 ⑤ 作業療法士 ⑥ 福祉住環境コーディネーター1級・2級 ⑦ 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、高等学校において現に当該科目を担当する職員	3年 3年 3年 3年 3年 3年 1年
6 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	① 介護福祉士 ② 看護師・准看護師・保健師 ③ 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、高等学校において現に当該科目を担当する職員	3年 3年 1年
7 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	① 介護福祉士 ② 看護師・准看護師・保健師 ③ 管理栄養士・栄養士 ④ 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、高等学校において現に当該科目を担当する職員	3年 3年 3年 1年
8 睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	① 介護福祉士 ② 看護師・准看護師・保健師 ③ 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、高等学校	3年 3年 1年

	において現に当該科目を担当する職員	
9 死にゆく人に関するこころとからだのしくみと終末期介護 ③生活支援技術演習 10 介護過程の基礎的理解	① 介護福祉士 ② 看護師・准看護師・保健師 ③ 医師 ④ 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、高等学校 において現に当該科目を担当する職員	3年 3年 3年 1年
9. 振り返り（2時間）	① 介護福祉士 ② 看護師・准看護師・保健師 ③ 介護保険施設または訪問介護事業所の管理者 ④ 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、高等学校 において現に当該科目を担当する職員	3年 3年 1年 1年

注1) 「直接援助実務経験」とは、利用者との対人的、対面的関係のなかで直接的に援助を行う、当該資格に関する実務経験をいう。したがって、介護福祉士であれば介護業務等に従事した期間であり、社会福祉士であれば相談援助業務等に従事した期間である。

注2) 介護福祉士及び社会福祉士の実務経験の期間については、資格取得の前後を問わない。

注3) 上記に定める以外の者で、その業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると知事が認めた者についても可とする。